

【令和4年度第2回鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

1 日 時：令和5年（2023年）1月27日（金）
午前10時00分から午前11時45分まで

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎4階 401会議

3 出席者：【委員】佐藤委員長、原田委員、中里委員、菊谷委員
【事務局】矢作担当課長、丸山担当係長
※ 傍聴者 なし

4 議題

- (1) 令和3年度鎌倉市男女共同参画年次報告について
- (2) 審議会等女性委員登用状況調査結果について
- (3) 鎌倉市審議会等への女性委員の登用推進要綱の一部改正について
- (4) 鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱の一部改正について

5 配付資料

- (1) 【資料1】令和3年度鎌倉市男女共同参画年次報告書
- (2) 【資料2】審議会等女性委員登用状況調査結果
- (3) 【資料3】鎌倉市審議会等への女性委員の登用推進要綱（改正版）
- (4) 【資料4】鎌倉市審議会等への女性委員の登用推進要綱（新旧対照表）
- (5) 【資料5】鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱（改正版）
- (6) 【資料6】鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱（新旧対照表）

6 会議議事録

委員長：それでは委員会を始める。

本日の傍聴者の状況について。

事務局：本日、傍聴者はいません。

議題1、2

委員長：議題1「令和3年度鎌倉市男女共同参画年次報告について」。事務局から説明をお願いしたい。

事務局：本報告書は、鎌倉市男女共同参画推進条例第9条に基づき、令和3年度中に実施した男女共同参画の推進に係る施策の状況について取りまとめたもので、「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）改訂版」に望み策定した「後期実施計画」で重点事業に定めた12の事業について、令和3年度の実績又は進捗状況について整理したもの。

この12の重点事業の項目については、4ページに記載のとおり。

5 ページからは、重点事業に対する進捗状況について、令和3年度の状況と今後の課題をまとめている。

16 ページからは、12 の重点事業の実施状況について、各事業内容に対する評価と評価の理由や今後の課題についてまとめている。

主だった取組について、5 ページの「目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進」について、この内容は、議題2 審議会等女性委員登用状況調査結果と内容がリンクしているので、一括して説明する。資料2 審議会等女性委員登用状況調査結果を参照。(鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱第3条)では、審議会等においては、「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと」を目標値として定めている。令和4年4月1日現在、これを満たした審議会は66のうち35で、目標達成率は53.0%、また、女性委員は、委員数681人に対し248人、女性登用率は36.4%と前年度から3.8ポイントの増加となっている。目標達成率は、令和2年の34.9%に対し18.1ポイントの増加となっている。この背景には、令和元年度の報告において、女性登用率が減少に転じた結果を受け、それ以降、危機感を持って改善に向けて働きかけを行い、全庁的に周知啓発を行うなど、対応したため。特に、理事者が厳しくチェックをし、市長マニフェストにも「令和6年度までに全ての審議会において男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないようにする」と掲げ、全庁各課へ協力をお願いした結果、飛躍的に改善したものの。

資料1 令和3年度鎌倉市男女共同参画年次報告 に戻り、6 ページの「目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現」を説明する。新型コロナウイルスの影響はあるものの、P7の上部の表に記載のとおりファミリーサポートセンターの合計数は、R2の合計会員数は2,883人、活動件数は4,848件に対し、R3の合計会員数は2,910人、活動件数は5,714件と増加し、また、子育て支援センターの利用者数もR2の15,170人に対し、R3は20,384人と増加した。引き続き待機児童対策や子育てについての相談、情報提供、一時預かり等の子育て支援策の充実に向け事業を継続していく。

8 ページの「目標3 仕事と生活の調和のための環境づくり」では、昨年に引き続き、市内市民団体と協働で、就労ブランク世代を対象とした女性就労応援セミナーを開催し、延べ29人の参加があった。昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で、求職者が増えていることから、月1回の「就職支援相談」及び市内4支所等での「出張相談」に加え、「食料支援 かまくらスマイルフードプロジェクト」の実施会場における「出張相談」を新たに実施し、就労相談の対応を図った。

男性職員育児休業取得率については、令和2年度の34.3%から令和3年度は18.8%と15.5ポイント減少した。この減少に対する対策として、令和3年度に「会計年度任用職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇」の新設や、育児休業に関するチラシを作成し管理職向けに制度の周知や意識啓発、職員への支援について研修を行うなどの取組を行い、引き続き、男性職員の育児休業の取得率の向上を図っていく。

11 ページの「目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり」では、父子健康手帳

の交付件数は若干減少したものの、新型コロナウイルスの影響を受け制限を設けつつ、両親教室ではR2年度100人に対し、R3は317人が参加し、また、離乳食教室ではR2年度12回89人に対しR3年度は13回296人が参加するなど、各教室ともに参加者が増加した。

12 ページ中断の【進捗状況】に記載したとおり、令和3年度、かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】の策定に当たり、パブリックコメントだけではなく、市民団体との意見交換の場を開催するなど、市民参画の手法を取り入れ意見聴取を行い、男女共同参画に対する学習機会を提供するとともに、市民の意識やニーズを聴取し、計画に盛り込むなど、男女共同参画社会の意識づくりを図ることができた。

13 ページの「目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、DV や虐待の増加が危惧されているが、P14 下段の各種相談件数では、「女性相談」はR2年度421件に対しR3年度は427件、また「女性のための法律相談」はR2年度R3年度横ばいの傾向で、子どもと家庭の相談室の新規の相談件数はR2年度441件に対しR3年度247件。この子どもと家庭の相談室の件数については、R3年度の247件は虐待に係る相談件数のみで、全体の相談件数は506件。なお、R2年度の441件のうち虐待に係る相談は297件。よって、子どもと家庭の相談室の新規相談件数も増加したが虐待に係る相談は減少した。

P15、一時保護はなかった。なお、住民基本台帳事務の新規支援措置の件数はR2年度166件に対しR3年度152件と若干減少。引き続き、相談員の専門性の向上を図るとともに、関係課や関係団体と連携して、円滑な相談支援に務める。

16 ページ以降は、実施状況一覧として、各課の取組について掲載した。

議題1及び議題2についての説明は以上。

委員長：事務局の説明に質問、意見をお願いしたい。

委員：資料について、5ページ、重点事業16ということで審議会のことが書かれている。そのページの下段に職域拡大のことが書かれてるので、このページは重点事業番号の18番も併せて掲載してはいかがか。

事務局：今回の資料では文字のポイントが大きく消えてしまっているが、18番も記載されている。

委員：県でも同じ課題を抱えているが、11ページの男女共同参画の実現に向けての啓発活動の充実のところで、両親教室や離乳食教室について、特に離乳食教室は男性の参加者がかなり少ない傾向にあって、鎌倉市のみならず全国的な話で、男性の家庭への参画が女性を活躍することの足かせという表現は良くないが、若干影響が大きい。どこの自治体や地域でもかなり苦労していると思うが、引き続き男性の参画についての周知をお願いしたい。

委員：乳幼児期の子どもに対する父親の身体的なケアが大事で、離乳食や沐浴といった役割に父親が積極的に参加できるよう状況を向上させていただければと思う。

委員：8ページの男性職員の育児休業の取得率が2年度から3年度は下がったとのことだが、それに対する対策が会計年度任用職員の休暇の新設ということでしたが、こ

の数値が下がった原因は何か。

事務局：職員課へ確認したが、理由としては消防職員に対象者が多く消防職は休業がとりにくいこともあり、対象者に対して取得率が下がった。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、里帰り出産により母子が長期に実家で過ごす過程が多かった。コロナ禍、家にいる時間が増えたこともあり、休暇を取らずしても子どもに接する機会が増えたのではないかとのこと。

委員：取得率の分母がその年度に子どもが生まれた男性職員が分母になっている場合、その中に会計年度任用職員は入っているのか。

事務局：令和3年度の途中から実施した取組で、職員となっているが会計年度任用職員の取扱いについては、入っていないと職員課に確認している。

委員：13ページの1番上に目標5配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重、方針1配偶者等に対する暴力防止の啓発について、その下の重点事業の65に配偶者等への暴力の予防に関する啓発で、予防という言葉が唐突に出てきているが、DVを予防できるかどうか。予防という言葉を使うことはあるが、一般的には皆のコンセンサスを得られるような予防措置があるのか。他のところには出てこない言葉なので、ここでの予防はどういう意味なのか。少し予防に違和感がある。

事務局：「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）改訂版ではDV加害者に関する予防について触れていた点があり、重点事業の65というのは配偶者への暴力の予防という表現になっている。

委員：重点事業を作った時から予防ということが入っているのか。

事務局：そのとおりです。配偶者等加害者についても考える事業内容となっていた。DVが予防できるか暴力を防止できるかが今後の課題になってくると考える。

委員：一般的には暴力の防止という言葉のほうが馴染む。DVの被害者の場合はそうではないと説明しても、自分に落ち度があつてこういう関係になったのではないかと考えがちなので、もし予防措置があつたら予防措置を取らなかつたから自分が悪いという考えになったら余計に可哀想である。予防という言葉を使うことで誤解が拡大してしまうことを恐れている。

事務局：新しいジェンダー平等プランの方の表現になりますが、今確認します。

委員：後ろに啓発という言葉がかかっているの、基本的に暴力防止の啓発をすることによって、そういう認識を世の中に広めていこうという予防策というか。啓発にかかっている言葉として使っているのではないか。

事務局：ジェンダー平等プランの令和4年度からの前期推進計画では防止という言葉になっている。DV防止の啓発活動の充実と表現。暴力の予防の啓発という言葉は使っていない。

委員：それであれば安心した。

委員：6ページ子育て支援体制の充実のところ、進捗状況の説明文では、通常保育施設の増加で受入数が大幅に増えたと書いてあつて、下の表の通常保育のところを見ると、施設数は変わってなく、受入数は若干減少ぎみなので、言葉と表の内容の整合が取れていない。

事務局：説明を修正する。

議題 3

委員長：議題 3、「鎌倉市審議会等への女性委員の登用推進要綱の一部改正について」に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局：資料 3 鎌倉市審議会等への女性委員の登用推進要綱 資料 4 新旧対照表を参照のこと。

「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」は、本市に設置された審議会等の委員に女性を積極的に登用することにより、本市の政策・方針決定の場での男女共同参画を推進することを目的として、平成 7 年（1995 年）4 月 1 日に施行されたもので、要綱に基づき、毎年度、審議会等における女性委員の登用状況を調査し、女性委員登用の改善を図っている。

令和 3 年 3 月に、要綱の基となる男女共同参画計画が新たに第 3 次の計画として策定され、また、鎌倉市審議会等に関する指針の改正など、状況が変化したことから、これらを踏まえ要綱の一部改正を行った。

その改正内容は、資料 4 新旧対照表の第 1 条（目的）の基となる計画を、令和 4 年（2022 年）3 月に第 3 次計画が策定されたことから、新計画名「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第 3 次）】」と改めた。

第 2 条（定義）の審議会等の範囲については、「鎌倉市審議会等に関する指針」における定義を引用し、同指針との整合性を図った。毎年度の審議会等の状況調査は当指針に規定する審議会等について実施している。

第 3 条（目標）の「総数の 10 分の 4 未満」という規定では、総数 3 名の審議会等では目標達成が不可能なため、「ただし、総数 3 名の審議会等については、男女いずれも含まれている場合は、目標を達成したものとする。」と追記した。

第 4 条（推進体制）については、鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会運営要綱と連動させて、鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会委員である各部総務担当課長等を推進管理者として推進体制を図っていたが、平成 25 年（2013 年）7 月 8 日の当該要綱の改正時に、委員を一部の部の総務担当課長に限定し、推進管理者のいない部の方が多い状態となったため、第 5 条（登用の推進）、第 7 条（登用状況の報告）が各部長を主体としていることから、推進体制についても各部長を中心とした体制とした。具体的には、附属機関設置状況調査において報告される年度当初の女性委員の登用状況について、市全体の目標達成率だけでなく、部ごとの目標達成率等を算定、分析し、各部に働きかけることとする。

第 5 条（登用の推進）の各部長の定義は第 4 条に既出のため、本条の記載は削除し、また、第 4 条の改正により推進管理者の指定はなくなったため、この記載を削除した。

第 6 条（審議会等の運用）の「鎌倉市審議会等に関する指針」の内容が改正されたこと、また、「鎌倉市女性人材リスト」の作成を行っていないことなどから当該箇所の表現を変更した。

要綱にある「男女」や「女性」の記述については、性自認と生まれ持った身体的性

が一致しているシスジェンダーの人だけでなく、性自認と身体的性が一致していないトランスジェンダーの人や、性自認が男性にも女性にも属さないと考えるXジェンダーの人等が委嘱されることも前提に、身体的な「男女」や「女性」でなく、本人の示す性自認を指すものとする。説明は以上。

委員長：質問、意見をお願いしたい。

委員：この項は何年も前から皆さんが課題だと話していた内容と記憶している。劇的に改善の方向に進まれている点を評価する。報告の第6条のところで、専門分野に関わる委員の委嘱については鎌倉市女性人材リストを作られていなかったということだが、市内の人材に限定せず広く多角的に検討というのは、いつ頃までにリストを作成するのか。

事務局：人材リストを作成せず、様々な分野・方面から人材を検討している状況を踏まえ、文言を整理した。そのため、今後、リストの作成は行わない。

委員：以前から委員会では問題意識を持っていて、第6条(1)の当該団体の長等の役職者、団体代表の委員の推薦に当たっては、特に伝統分野の委員会などどうしても団体の代表の委員が男性である場合があり、流れを変えにくいという問題が以前からあり、当該団体の長等の役職者に限定せず、団体関係者として女性の推薦について協力を求めること。このところを柔軟に運用されて、努力されたと思う。その当該団体の役職順に次の方、次の方とすると、大抵男性になってしまうので、役職者に限定せずと工夫し、また市の担当者が当該団体に働きかける時にこういうところを利用して調整に苦労したものと想像する。

事務局：色々な協議会で慣例的に役職が男性ばかりになってしまっていた。また現場では調整が楽であるため続けていたという状況もあり、しかし実際はそういった取り扱いではなく、上位概念として女性の登用を促進することとなっている。団体と交渉して何か課題が出る場合には本課へ相談するよう周知しており、委員のメンバーを選定する際は理事者へ事前に諮るようになってきている。男女比が極端に取れていない場合は調整が必要となる。このように庁内での取組を積み重ねている。

委員：部署が横断的に、市長の意向を関係団体に伝えることもされ、そういう事前の準備に知恵を使っただけの取組であることが良く分かる。

議題4

委員長：議題4、「鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱の一部改正について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：資料5 鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱、資料6 鎌倉市パートナーシップの宣誓に関する要綱（新旧対照表）を参照のこと。

パートナーシップ制度は、性的マイノリティなどの二人が、婚姻関係同様に協力し合い、互いを人生の伴侶とすることを申請または宣誓し、これを市町村長が受理することで、その関係を公に証明する制度。当制度は、各自治体が条例又は要綱を根拠として運用をしており、本市では令和元年12月4日の市長決裁をもって鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）を施行し、

当制度を運用しているところですが、宣誓者の同居要件を定めた要綱第3条第2号の規定について、この度、改正した。

当制度では、パートナーシップの定義を「日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した関係」としていることから、現行(旧要綱)第3条第2号の規定では、宣誓の対象者として双方が市内の同一所在地に住所を有する、あるいは有することを予定していることを原則とし、特別の事情がある場合に限り別居であっても宣誓の対象者としていた。しかしながら、同性カップルであるために不動産の賃貸契約が円滑にできず別居せざるを得ない場合があり、改正により特別の事情に言及することなく当制度の利用を可能とすることで当制度の利便性を高めるため、また、当制度の運用にあたり全国的には同居要件を設けていない自治体が多く、本市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結している横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町は、いずれも市民あるいは町民であることを要件としているものの、同居を制度利用の要件としていないことから、住所異動に伴う宣誓者の負担軽減を図るためのさらなる広域連携も見据え、改正を行った。

改正案(新)第3条第2号の列記事項の規定を「ア 双方が市内に住所を有していること。イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。ウ 双方が市内への転入を予定していること。」に改正した。

あわせて、第1号様式の裏面「パートナーシップの宣誓に関する確認書」のうち第3条第2号に基づく確認内容を「(1) 双方が市内に住所を有していること。(2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。(3) 双方が市内への転入を予定していること。」に改正した。説明は以上。

委員長：質問、意見をお願いしたい。

委員：一方が市内に住所を有しているか、もしくはもう一方が市内に転居予定があるということで、二人が市内に住むことが要件になっている。これは単純にお二人とも市内にいないければ認めない、二人ともが市内に転居して来る、住むということを要件としている理由は何か。一方は近隣の自治体に住むという条件の方はパートナーシップの宣誓が出来ない状態になっている。

事務局：市町村の条例や要綱に基づいて実施している制度で、市内に居住しているということで、証明書も双方に同じものを交付している。証明書との整合性を図る点から、また市としての条例・要綱を運用する点から市内在住となっている。ただ、今後例えば東京都や茨城県、群馬県、栃木県などの県や都道府県単位での運用が神奈川県においても実施されれば、この制度も更に柔軟な対応が可能となり、この市内在住という枠も撤廃できるのではないかと。

委員：先進的に一方が市内ではない、別の自治体に住まわれている方を要件として認めてしまうと、他の自治体との協定みたいなものに支障が出るということになるということか。

委員：双方または一人が市内の転入を予定していること書いてある、その予定していることという確認について、何か具体的な運用はどのように行っているのか。

事務局：今現状の住民票を提出していただく。例えば藤沢市の方と鎌倉市の方ですと、鎌倉

市と藤沢市の住民票を提出いただき、いつごろ転入予定であるかを確認し、転入後に再度、新しい住民票を提出いただく。管理上、転入の予定を経過しても提出がない場合、市から本人へ連絡し、漏れのないように努めている。

委員：新旧貸借表の一枚目、3条の1項2号のアンダーラインのところ、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合はこの限りではないという一文があったものがなくなっているが、単身赴任か何かでやむを得ず同じ地域に住めなくなったという事情かと想像したが、そのようなケースはやはりパートナーシップの宣誓の取り消しが必要になるのか。

事務局：単身赴任などが特例としている。お仕事の事情や、親の介護など特別な事情についてはこの限りではないとしていた。旧制度は同居を限定していたため、この一文を設けていた。改正要綱では同居は要件ではなくなったので、この特別な事情がある限りという一文を削った。

委員：単身赴任先が県外になってしまった場合はパートナーシップの宣誓の取り消しということになるのか。

事務局：今までそういった具体の例がないが、一時的な転出であり鎌倉市への再転入の時期など確認し検討する。要綱には細かく規定していないので、その点も検討課題かと思う。

委員：旧要綱にこの一文があったことによって、色々な事情を読み込めていたと考える。今回シンプルになって分かりやすくなったが、そのような事情で市内のエリアから一時的に転出するようなケースの取り扱いが若干不明瞭になった印象がある。実態として利用者の不利益にならないような見直しをお願いしたい。

事務局：旧要綱は基本的に同居が大前提で、双方共に市内に住んでいることが前提になっている。単身赴任という市を越境しての想定がなく、同じ鎌倉市内に住んでいるけど家の事情で同居が出来ない時に、特段の事情ということで、例外的に認める規定であった。別居状態でも認めたことがあるが、例外規定ではなく通常規定に改めシンプルにした。市の越境の考え方が反映されている。

事務局：市内には住んでいないため、一時的な解除、今の現行の制度でいけば、一方が転出のため返却いただく。また戻ったら承認する。運用上はそのような形になる。

委員：どうしても現状だとエリアの制約を受けてしまう。

委員：今日いただいたご利用の手引きに「パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用について」が5ページある。これは横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市、鎌倉市の四市一町はという括りですが、横浜市もパートナーシップ宣誓制度をやっているけれど、このグループには入っていない。

事務局：連携する自治体に横浜市は入っていません。この相互利用は協定を締結している市間の異動であればそのまま継続使用が認められている。

委員：これは地理的なこと。近隣の市という意味か。この四市一町というのは。

事務局：相互利用の協定の締結に当たり意見が一致した市町村からまずスタートした。横浜市との連携については、今後調整していく事項と認識している。横浜市と横須賀市が12月1日で連携を結んだので、四市一町として今後横浜市をどうしていくか各市担当者レベルで検討している。何か動きがあった際には報告する。

委員：利便性が大切である。利用者数の推移を簡単に教えていただきたい。

事務局：当初から今現在の利用者数は17件。その内、返還が2件。今年になりまして、SNS等で周知し市民へ働きかけを行い、今年になって7件と、伸びてきている。東京都では都で認定するなど、話題となっており、市民の認知度も高まっている。異性のカップルの提出も多く、現状は同性だけではなく異性のカップルにも利用されている。

委員：制度を利用した時に自治体が定めたメリットはあるのか。公営住宅の入居申し込みのメリットは。

事務局：市営住宅へ入居申込の際、パートナーシップ宣誓制度の証書は入居資格の「同居」の証明として認められている。

委員：抽選枠を同居の夫婦と同じ枠で。具体的なメリットについてはネットで本人がアクセスできる様な周知の方法は特に今のところないのか。

委員：パートナーのどちらかに同居の子どもがいてというケースの場合、家族認定みたいなことはいかがか。

事務局：ファミリーシップ制度について鎌倉市はまだ検討していない。

委員：ポイントはLGBTQの方々へのアクセスだと思うが、そういう団体なり当事者の方と連携を取って、この事業の推進に取り組んでいるのか。当事者の気持ちが大事である。

事務局：現在未着手である。この制度があって良かった、安心したという声やNHKの取材を受け自身の気持ちが記事になった事例も確認している。ある団体と一緒に官民連携で何か事業というのはまだ手掛けていない。

委員：この制度はLGBTQの方を対象に出来た制度という認識でいたが、要綱を読むと必ずしもそうではないということか。

事務局：他の市町村ではLGBTQに特化した条例・要綱のところもあるが、鎌倉市は制限を設けていない。同性間も異性間も受け付けている。異性のカップルでは女性が仕事上名前を変えたくないという理由から制度を利用したと確認している。

委員：切実なのはパートナーが入院した時。

事務局：そういう時の証明として病院でも通用する。同意書を書く場合の証明として使用例もある。

委員：そこを特化する必要はないと思うが、そのことを市民に周知しているのか。

事務局：今年はSNSを通じて3回パートナーシップ宣誓制度について情報発信を行った。その際、ホームページをリンクさせ制度の周知に努めている。

委員：LGBTQに限らないということ。

事務局：異性でも利用できる点の周知について工夫する。

委員：手引きの6ページのQ&Aの7に性的マイノリティではない事実婚の説明が分かりやすい。

委員長：以上で本日の審議は終了する。